

水道水質基準値の見直し検討について



2022年3月16日に、2021年度第2回水質基準逐次改正検討会が開催されました。水道水質基準の改正は、最新の科学的知見に従って見直しが行われる逐次改正方式が取られています。

本検討会では、2021年6月29日に内閣府食品安全委員会による「鉛」の食品健康影響評価の結果が示された事を受け、鉛及びその化合物についての水質基準値の見直し検討が行われました。水質基準値の設定には、一日に体内へ取り入れても安全とされる摂取量（耐容一日摂取量）が用いられます。今回の食品健康影響評価の結果においては、現段階において耐容一日摂取量を設定する事が困難であるとの報告から、鉛及びその化合物においては現行評価値（0.01mg/L）を維持するとし、水質基準値の変更は行わない対応方針としました。

当社では、水道法第20条に基づく厚生労働大臣登録の水質検査機関、水道 GLP 及び ISO/IEC17025 認定試験所として、長年の水質検査の実績があります。

ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 [2022年3月16日付 厚生労働省 令和3年度第2回水質基準逐次改正検討会資料](#)

環境検査箇所 貝森繁基

